

論文審査の結果要旨

論文提出者氏名 鈴木一敏 (すずき かずとし)

論文題目 「変化した通商交渉とその力学-複数分野交渉としての日米構造協議の分析」

本論文は、1980年代以降、日本が直面した通商摩擦の交渉の構造変化を解明した論文である。1980年代以降の通商交渉は、複数の分野を関連づけた交渉が多くなり、係争分野とは別の分野における制裁措置を背景とする、いわゆる「たすきがけ交渉」が積極的に用いられるようになったが、本論文は、このような交渉がそれまでの交渉と異なる帰結をもたらすのか、また、どのように異なる帰結をもたらすのかを、リンケージ論に依拠した国際交渉と国内政治過程とを接合した二国間交渉のモデルを作り、日米構造協議(U. S. -Japan Structural Impediments Initiative : SII)を事例にモデルを検証した意欲作である。

本論文の構成は、第1章から第6章までの全6章である。末尾には参考文献目録が付され、全体のページ数は203ページである。本論文の要旨は以下の通りである。

第1章では、日本が直面した通商摩擦をめぐる交渉が概観され、1980年代以降に、交渉において複数分野が関連づけられる「たすきがけ交渉」が多用されるようになったことが、WTO(世界貿易機関)の紛争解決手続き、及び米国通商301条のデータを用いて示される。その上で、なぜ係争分野と異なる分野に対する脅しが増加したのかを、このような交渉方式を主導してきたアメリカの事例を検討することによって、同一分野への制裁が十分な効力を発揮しない事例の急増が原因であることを明らかにする。さらに、直接的な制裁の限界と新たな交渉の梃子の必要性は、貿易自由化や相互依存の深化という構造的な要因によってもたらされていることが示される。

以上の手順を踏んだ上で、複数分野が交渉の議題に上がった典型的な事例として、米国が、従来は国内問題とされた6分野(貯蓄・投資、土地政策、流通、排他的取引慣行、系列、価格メカニズム)の改革を日本に対して要求したSIIを取り上げる。SIIが、スーパー301条を背景とした米国の脅しの下に行われたが、日本の譲歩のレベルが分野によって異なっていた(貯蓄・投資、流通では譲歩のレベルが高く、排他的取引慣行はそれより低く、系列では最も低かった)ことが述べられ、なぜ特定分野で譲歩が少なかったのかという問いを提示する。そして、分野毎の要因のみを分析する先行研究は、複数の分野間の関連性を考慮に入れていないため、この問いに対して答えられないことを指摘する。

第2章では、複数の分野を関連づけた脅しによる交渉を説明する二国間交渉のモデルを、

通商交渉に関する先行研究を批判的に検討しつつ提示する。争点リンケージ論に基づいて作成されたモデルは、(1) 交渉で同時に取り扱われる争点の産業分野が異なる場合には、より管轄が広く権限が強い高次のアクターが決定に加わる（官僚レベルから首脳レベルへというように、交渉の議題を取り扱うレベルが上がる）こと、(2) エッジワース・ボックスに似た空間モデルによって、複数分野における交渉の進み方を示すこと、の二つの部分からなっており、政府内の取り扱いレベルを独立変数として、交渉の合意案の内容を、交渉期間中の変化も含めて従属変数として動的に予測するものである。このモデルは、複数の分野を関連づけた交渉では、国内の利害対立の構図、対立の所在、交渉の結果が、個別分野交渉とは全く異なるものになる可能性を示し、合意内容は国内での決定のなされ方に依存していることを説明する。

第3章から第5章までは、SII についての事例研究であり、第2章で提示されたモデルが SII を説明できるか、すなわち、SII の結果である譲歩幅の相違を説明できるか否かを検証する。

第3章では、1989年7月に SII が開始されるまでの経緯を日米の一次資料より検証し、SII が、米国による制裁の脅しを背景とした交渉であったこと、日米双方向の協議という位置づけであったのにもかかわらず、実質的には複数分野における日本側の構造問題を米国側が問題とした交渉であったこと、米国の要求内容が無関係の複数分野に渡るものであり、そのうち一部の日本国内の社会集団に対してのみ制裁が可能だったこと、という3点を確認し、第2章で提示されたモデルの基本的な前提を満たしていることが示される。

第4章では、1989年7月から1990年7月までの SII の交渉の経緯の詳細が明らかにされ、日米ともに次官（審議官）以下のレベルで主な決定が行われていたこと、日米ともに次官以下のレベルでは省庁間の利害対立や権限の制限から争点の絞り込みや管轄を超えた譲歩内容の調整が行えなかったこと、米国側は90年2月以降、日本側は3月以降、大統領・首相を含む政府首脳レベルによって重要問題が取り扱われたことを、一次・二次資料及び日米関係者へのインタビューによって裏付けた。すなわち、どの時期にどのレベルで問題が取り扱われたか、各レベルの取扱者がどのような選好を持っていたのかが明らかになった。この分析の結果を第2章で提示されたモデルに当てはめ、日本側の譲歩の内容は、90年3月下旬以前には、制裁の標的となる企業が関連する排他的取引慣行と系列分野に集中するが、それ以降は、貯蓄投資と流通分野によって代替されるという予測が立てられる。

第5章は、第3章、第4章の分析に基づきモデルにより立てられた予測が、SII の結果と同じか否かを検証する。米国側の詳細な要求が出揃った後の第3回、第4回、第5回協議に関連する資料から、時期ごとの交渉の進み方の傾向を析出する。1990年2月から6月までを4期に区分して、各期間における新たな譲歩幅を分析した。まず、第4章の分析から、

第1期と第2期は個別分野交渉型（米国が分野別の要求を出し日本が個別に対応する）と包括交渉型（米国は包括的な要求を出すが日本は国内で別々に対応する）に当てはまり、米国から制裁の標的となる日本企業自身が主に譲歩を求められた分野で日本が譲歩することが予測され、第3期と第4期においては、包括交渉型（米国が包括的な要求を行い、日本も包括的に対応する）が当てはまるので、政府・自民党の首脳部が決定に深く関わった第3期、第4期においては、大企業の関連する系列や排他的取引慣行分野での譲歩は、他の分野の譲歩に比べ、かなり抑制されるはずであるという予測が確認される。

次に、争点を5分野（実質的な争点とならなかった価格メカニズムは除外する）41争点とし、譲歩幅の評価を客観的な基準（問題の存在認定の有無、数値目標設定の有無、期限の記載の有無、法改正などの明確な内容の明示の有無）を設けて、日本側の譲歩内容を数値化して、時期毎、分野毎の日本側の譲歩の内容を測定した。この結果、先行研究で指摘されている譲歩幅の大小、譲歩がスーパー301条の影響の強い期間で行われたことが実証されたことに加え、取り扱いレベルが低い時期には、日本の譲歩は、標的になりうる企業が深く関わる分野に集中し、それ以外での譲歩はほとんど無かったこと、取り扱いレベルが上がり首脳レベルによる決定が行われた時期には、その傾向が逆転し、大企業の関連する分野での譲歩幅は低くなったことが明らかにされた。この結果は、本論文で提示されたモデルの予測にSIIの結果は当てはまったことを示し、モデルの有用性を実証した。

第6章は、第5章までの分析をまとめた上で、本論文が、既存の二層ゲーム論、リンケージ論に対して、国際交渉と国内政治のゲームがどのように接合しているのかについて、より説明力のあるモデルを提示したことを指摘し、このモデルが分野を跨いだ交渉に適用できることが含意として述べられた。

以上のような内容をもつ鈴木氏の博士論文については、多くの優れた点を指摘できるが、特に次の三点に注目すべきであろう。

第一に、日本の通商交渉について交渉を時系列的に追い記述する研究が多い中で、本研究は、近年に生じた通商摩擦交渉の変化という観点から、国際交渉と国内政治過程を接合する理論的な枠組みを提示し、それをSIIにおいて検証するというリサーチ・デザインをとっており、日本の通商交渉に関する既存研究に比べ遥かに分析的である。特に、通商交渉については、その重要性が変わらないにもかかわらず、80年代までの研究の蓄積に比べ、日本の対外経済交渉についての研究が少なくなっている中で、特筆すべき成果と言える。

第二に、本論文は、リンケージ論の精緻化という点で貢献している点、評価できる。争点のリンケージを論じた既存研究は、リンケージが国内外の集団や交渉結果に対してどのような影響を与えるかについては踏み込んだモデルを提示していないのに対し、本論文は、国際交渉のレベルでリンクされた問題が、実際に国内の政治過程においてどのように取り

扱われるのかという点を分析の射程に入れることによって、国際交渉と国内の政策決定過程を接合する分析枠組みの提示に成功している。このような視点を持つ本モデルは、二層ゲームモデルが1人の交渉者（Chief of Government）を想定しているという限界を超えて発展する可能性を持つものである。また、既存のリンケージ論が交渉で争点をリンケージさせることの帰結についての合意がない中で、本論文は経済交渉における争点をリンケージさせることの効用についての事例を提示しており、他のイシューにおいても今後のリンケージの研究に大いに貢献するものである。

第三に、本論文は、抽象的なモデルの構築だけでなく、SII について新たに公開された日米両政府の準備文書、議事録等の一次資料を発掘、渉猟するとともに、関係者へのインタビューも数多く行うことによって、SII が最近の事例であるにもかかわらず、多くの資料に基づいた検証を行うことに成功している。特に、リンケージに対するアクターの選好を析出するには一次資料は欠かせないし、譲歩幅の測定も一次資料なくしてはなし得ない。本研究は、日本ばかりでなく国際的に見ても SII に関する最も分析的な研究と言え、今後の通商交渉の分析に寄与するところが大きい。

以上のように本論文の貢献は大きいですが、不十分な点がないわけではない。第一に、第2章のエッジワース・ボックスに似た空間モデルは、経済学のモデルを二国間交渉の分析に巧みに援用しているが、このモデルが、どのような点で限界があり、それを今後どのように発展できるのか等の考察が欲しかった。この点が改善されれば、今後の交渉のモデル分析により貢献できるであろう。第二に、本論文ではリンケージの有無が問題とされているが、リンケージがいつ生じたのかという点については、それほど説得的に述べられていない。リンケージが生じたとは、どのような指標によって説明されるのか。この点についての、より詳しい説明が望まれる。第三に、本論文では、SII の事例によりモデルは検証されたが、このモデルは他の交渉に照らしてどれほどの汎用性があるのだろうか。本論文では、FTA の交渉についても適用できると示唆されているが、通商交渉以外の交渉において、モデルはどれほどの説明力があるのだろうか。この点についても、検討がなされれば良かった。

以上のような不足点はあるものの、これらは本論文の学術への貢献をいささかもそこねるものではなく、むしろ今後の研究の課題と言うべきであろう。以上の点から、審査委員会は、本論文の提出者は、博士（学術）の学位を授与されるのにふさわしいと判断する。